

第11回兵庫県後期高齢者医療広域連合  
情報公開・個人情報保護審査会

議 事 次 第

平成29年7月26日（水）午前10時30分～  
兵庫県後期高齢者医療広域連合会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 審議事項

個人情報の提供の制限に関する例外事項について  
（個人情報保護条例第8条「利用及び提供の制限」に関して）

(2) 報告事項

- ① 平成28年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況について（資料1）
- ② 委託契約書における特定個人情報の取扱いに関する規定について（資料2）

(3) その他

個人情報保護条例の見直し等について（資料3）

3 閉 会

第11回 兵庫県後期高齢者医療広域連合  
情報公開・個人情報保護審査会 資料  
(審議事項)

平成29年7月26日

個人情報の提供の制限に関する例外事項について  
(個人情報保護条例第8条「利用及び提供の制限」に関して)

兵後広第300号  
平成29年7月26日

兵庫県後期高齢者医療広域連合  
情報公開・個人情報保護審査会 御中

(実施機関)

兵庫県後期高齢者医療広域連合  
蓬萊 務



## 諮 問 書

### 個人情報の提供の制限に関する例外事項について

兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第8条第1項第4号の規定に基づき、個人情報の提供の制限に関する例外事項についての類型を定めることについて、貴審査会の意見を求めます。

## 記

### 1 類型

構成市町が行う住民の健康を維持増進させるための事業（保健事業（健康増進事業）、介護保険事業、国民健康保険事業等）に関する調査研究、計画の策定、施策の立案や事業の効果の検証等のために、広域連合が保有するレセプトデータ等を当該市町に提供する場合。

ただし、特定の個人の識別がなければその目的を達成することができず、かつ、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる場合に限る。

### 2 理由

市町が行う住民の健康を維持増進させるための事業（保健事業（健康増進事業）、介護保険事業、国民健康保険事業等）は後期高齢者医療制度と相互に関連しており、これらの事業の調査研究、計画の策定、施策の立案や事業の効果の検証等を行うことは、公益上の必要性が認められるため。

過去の個人情報目的外提供について

	豊岡市 (H26.10.16)	神戸市(H28.11.8)	神戸市(H29.1.23)
収集目的	「健幸長寿社会を創造するスマートウェルネスシティ総合特区」を活用し、自律的に「歩く」ことを基本とする「健幸」なまちの構築を目指して、自治体共用型健幸クラウドを整備し、「ヘルスアップ事業」等の健康増進事業の効果検証をするため	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができよう、在宅医療の推進をはじめとした「地域包括ケアシステム」を構築することを目指し、市内における在宅医療の実施状況や高齢者の現状などの実態を把握し、在宅医療・介護連携の推進事業や地域医療施策推進の参考とすることを目的とする調査研究	介護予防の推進をはじめ、医療、介護等が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築をめざし、 <u>介護予防の推進</u> を強化するため、科学的実証に基づく効果的で戦略的な介護予防施策の展開を目的に、 <u>医療・介護・健康等の行政が保有するデータを一体的に管理し、分析評価、施策展開等を行う技術基盤を構築</u> するため
提供データ	給付データ	レセプトデータ	レセプトデータ
委託先	株式会社つくばウェルネスリサーチ 国立大学法人筑波大学	一般財団法人 神戸在宅医療・介護推進財団 株式会社ソラスト	エス・ティ・ティ アイティ株式会社 株式会社NTTデータ経営研究所 国立大学法人千葉大学 国立大学法人東京大学
提供方法	広域連合電算処理システムのオンライン処理 光ディスクもしくは光磁気ディスクに記録	広域連合電算処理システムのオンライン処理 光ディスクもしくは光磁気ディスクに記録	広域連合電算処理システムのオンライン処理 光ディスクもしくは光磁気ディスクに記録
承認理由	健康に影響を与える総合的な要因に係る情報を取得・分析・評価し、自治体の課題を明確にするとともに、その対策の立案や施策の実施と評価を行い、システムを利用する各自自治体におけるより高精度な健康施策の分析・評価が可能となるものであることから、公益に資するものであると認められるので妥当である。	「在宅医療データ分析調査」が、神戸市における在宅医療の推進のための施策の展開を検討していくにあたり、神戸市内の在宅医療の現状を把握するものであることから、公益に資するものであると認められるので妥当である。	「介護予防効果検証事業」のために利用することについては、当該事業が介護予防の推進のための効果的な分析を可能にするものであることから、公益に資するものであると認められるので妥当である。

第11回 兵庫県後期高齢者医療広域連合  
情報公開・個人情報保護審査会 資料  
(報告事項)

平成29年7月26日

- ① 平成28年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況について  
(資料1) ..... 1
  
- ② 委託契約書における特定個人情報の取扱いに関する規定について  
(資料2) ..... 3

## 平成 28 年度の情報公開・個人情報保護制度の実施状況について

## I 情報公開制度の実施状況

	請求 件数	処 理 状 況					不服 申立 件数
		公開	部分公開	非公開	不存在	取下げ	
平成 28 年度	0	0	0	0	0	0	0
平成 27 年度	0	0	0	0	0	0	0

## II 個人情報保護制度の運用状況

## 1 開示請求

	請求 件数	処 理 状 況						不服 申立 件数
		開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ	却下	
平成 28 年度	13	12	1	0	0	0	0	0
平成 27 年度	19	17	1	0	0	1	0	0

## 2 訂正請求・利用停止請求 0 件

## III 診療報酬明細書等の開示依頼（遺族等）の状況

	依頼 件数	処 理 状 況					
		開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ	却下
平成 28 年度	14	13	1	0	0	0	0
平成 27 年度	11	10	0	0	0	1	0

\* 「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療診療報酬明細書等の開示に関する取扱要領」に基づく。

兵庫県後期高齢者医療広域連合告示第7号

兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第26条に基づく平成28年度の情報公開制度の実施状況及び兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第41条に基づく平成28年度の個人情報保護制度の運用状況について、次のとおり公表する。

平成29年6月28日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 蓬 萊 務

1 情報公開制度の実施状況（平成28年度）

(1) 公開請求の状況 (単位:件)

請求件数	処 理 状 況				
	公開	部分公開	非公開	不存在	取下げ
0	0	0	0	0	0

(2) 不服申立の状況

0件

2 個人情報保護制度の運用状況（平成28年度）

(1) 開示請求の状況 (単位:件)

請求件数	処 理 状 況					
	開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ	却下
13	12	1	0	0	0	0

(2) 訂正請求の状況

0件

(3) 利用停止請求の状況

0件

(4) 不服申立の状況

0件

## 委託契約書における特定個人情報の取扱いに関する規定について

## 1 概要

社会保障・税番号制度における情報連携（平成29年7月18日開始）に伴い、特定個人情報ファイルを取り扱う「後期高齢者医療制度関係事務」について、本年1月23日開催の第10回情報公開・個人情報保護審査会において、兵庫県後期高齢者医療広域連合特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の再評価（第三者点検）をいただいたところですが、特定個人情報ファイルを取り扱う委託事務について、委託契約書において特定個人情報の保護を規定しましたので、報告します。

## 2 情報連携開始に伴い追加した委託事項及び契約書

全項目評価書の委託事項	委託先	契約書
[委託事項6] 中間サーバーにおける資格履歴 管理事務	兵庫県国民健康保険 連合会（国民健康保 険中央会に再委託）	契約書① 「個人番号利用事務及び医療 保険者等間の情報照会・提供 事務に関する委託契約書」
[委託事項7] 中間サーバーにおける情報提供 ネットワークシステムを通じた 情報照会・提供事務	社会保険診療報酬支 払基金	契約書② 「情報提供ネットワークシス テムを用いた情報照会・提供 事務及び本人確認事務に関す る委託契約書」
[委託事項8] 中間サーバーの運用・保守業務		

## 3 契約書における特定個人情報の保護規定

## (1) 秘密保持義務

契約書①：第3条第1項・第2項

契約書②：別紙2第2

## (2) 事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止

契約書①：第3条第3項

契約書②：別紙2第8

## (3) 特定個人情報ファイル取り扱い場所の限定と明確化

契約書①：第3条第3項

契約書②：別紙2第7

## (4) 特定個人情報の目的外利用の禁止、複写・複製の禁止

契約書①：第3条第3項、第4条

契約書②：別紙2第11

## (5) 再委託の禁止（再委託するケースでは、その条件）

契約書①：第9条

契約書②：別紙2第9



- (6) 漏えい、滅失、棄損、改ざん等の防止策の義務付け  
契約書①：第3条第3項  
契約書②：別紙2第3第1項
- (7) 漏えい事案等が発生した場合の委託元への速やかな報告と委託先の責任  
契約書①：第7条  
契約書②：別紙2第12
- (8) 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は消去  
契約書①：第6条  
契約書②：別紙2第10
- (9) 特定個人情報を取り扱う従業員の限定と明確化  
契約書①：第3条第3項  
契約書②：別紙2第4
- (10) 従業員に対する監督・教育  
契約書①：第3条第3項  
契約書②：別紙2第5
- (11) 委託先への監査、立入調査  
契約書①：第8条第4項  
契約書②：別紙2第13第1項
- (12) データや書類の配送、授受、保管・管理方法  
契約書①：第3条第3項  
契約書②：別紙2第6
- (13) 契約内容の遵守状況について報告の義務付け  
契約書①：第8条第1項～第3項  
契約書②：別紙2第13第2項

第11回 兵庫県後期高齢者医療広域連合  
情報公開・個人情報保護審査会 資料  
(その他)

平成29年7月26日

個人情報保護条例の見直し等について（資料3） .....	1
------------------------------	---

## 個人情報保護条例の見直し等について

## 1 背景

- (1) 近年の情報通信技術の飛躍的な進展により、ビッグデータの収集・分析が可能となる中、特に利用価値が高いとされているパーソナルデータの活用を適正に進めていくことが、官民を通じた重要な課題
- (2) 個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）等の一部を改正する法律（平成 27 年 9 月公布。平成 29 年 5 月 30 日全面施行。民間部門について、個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を積極的に推進）
- (3) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（行政機関個人情報保護法）等の一部を改正する法律（平成 28 年 5 月公布。平成 29 年 5 月 30 日施行。国の行政機関等の保有する個人情報について、個人情報を加工して作成する非識別加工情報を民間事業者に提供するための仕組みを設けるほか、要配慮個人情報の定義を設けること等）
- (4) 官民データ活用推進基本法の公布・施行（平成 28 年 12 月。官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進）
- (5) 地方公共団体の保有するパーソナルデータに関する検討会の設置（平成 28 年 9 月。法改正を踏まえた地方公共団体の個人情報保護条例の改正に当たっての論点を抽出・整理）
- (6) 国から個人情報保護条例の見直し等について通知（平成 29 年 5 月）

## 2 個人情報保護条例の見直しの方向性（検討会報告書より）

## (1) 基本的な考え方

地方公共団体は、個人情報保護法等の改正の趣旨等を踏まえ、個人情報の適正な取り扱いを確保するため、個人情報保護条例の見直しに取り組むことが必要

## (2) 見直しの方向性等

## (個人情報の定義)

- 指紋データ、旅券番号等の個人識別符号が個人情報に該当することを明確にするため、個人情報の定義を改正することが適当
- 個人識別符号の定義については、行政機関個人情報保護法と同じ定義にすることが適当
- 行政機関個人情報保護法と同様に照合の容易性を要件とはしないことが適当

(要配慮個人情報の取り扱い)

- 要配慮個人情報の定義を設け、行政機関個人情報保護法の改正により要配慮個人情報と規定された情報※を含めることが必要
- 個人情報ファイル簿等に要配慮個人情報の有無を記載することが適当  
※ 本人の「人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」が「要配慮個人情報」と定義された。

(非識別加工情報の仕組みの導入)

- 非識別加工情報仕組みを導入することが適当。非識別加工情報の定義、加工の基準等は行政機関個人情報保護法と同等の内容であることが望ましい。
- 加工等の基準を策定するときに、審議会等に諮問することが適当。審議会等は非識別加工情報の取り扱いについて調査等ができることとするのが適当。
- 個人情報ファイル簿をホームページに掲載することが適当

(参考) 国の行政機関等における匿名加工情報制度

- 特定の個人がわからないように加工された匿名加工情報を規定（非識別加工情報）
- 民間事業者の提案を受けて、行政機関等において適切に審査。提案者との間で利用契約を締結し、匿名加工情報を作成・提供

3 今後の対応

兵庫県や県下各市町、他の広域連合の動向を見ながら条例改正について検討していく。